

令和 2 年 度

国有財産の増減及び現在額に関する説明書  
国有財産の無償貸付状況に関する説明書

(第 207 回国会提出)

この説明書は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第34条第2項及び第37条第2項の規定に基づき、令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書に添付されるものである。



## 目 次

	頁
令和2年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書	1
第1 序 説	1
第2 国有財産の現在額	3
第3 国有財産の増減額	9
令和2年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書	22
第1 序 説	22
第2 無償貸付財産の現在額	22
第3 無償貸付財産の増減額	24

---

### 備 考

この説明書中各表の数字は、単位未満を切り捨てたので、合計欄の数字と内訳の計とは、必ずしも一致しない。

また、「0」は単位未満を示し、「－」は該当がないことを示し、「△」は減を示している。

## 令和 2 年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書

### 第 1 序 説

本説明書は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 34 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度の国有財産の増減及び現在額の内容等を説明するものである。

まず、国有財産の増減及び現在額の説明に入る前に、いかなる財産を国有財産として整理しているか、その増減及び現在額はいかにして作成され、いかなる性質を有する数字であるかについて簡単に説明することとする。

#### (国有財産の範囲)

1 一般に国有財産という場合には、国が所有するすべての財産が含まれることはいうまでもないが、国有財産法において「国有財産」とは、同法第 2 条及び同法附則第 4 条に規定する次の範囲の財産に限られている。

不動産 (1) 土地

(2) 土地の定着物(建物、立木竹等)

動 産 (1) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

(2) 不動産及び上記動産の従物(例えば、建物に附属した照明装置、冷暖房装置、通信装置、昇降機等)

(3) 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具で、現に財務省所管普通財産となっているもの

その他の財産

(1) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利(例えば、租鉱権等)

(2) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利(例えば、意匠権等)

(3) 株式、新株予約権、社債(特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利

ただし、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

#### (国有財産の分類及び種類)

2 国有財産には、所有目的、用途によって次のような分類及び種類が設けられており、分類及び種類に応じて管理及び処分の態様を異にしている。

(1) 国有財産は、行政財産と普通財産に分類される。

行政財産は、行政目的に供される国有財産で、更に用途別に次の種類に分けられる。

イ 公 用 財 産 国において国の事務、事業(後述の森林経営用財産に係るものを除く。)又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、庁舎、国家公務員宿舎等の土地、建物、工作物等)

ロ 公 共 用 財 産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、国有で国が管理している公園、広場、道路、河川、海浜地等)

ハ 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓等)

ニ 森林経営用財産 国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの(例えば、国有林等)

(2) 普通財産は、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

**(国有財産の管理及び処分のしくみ)**

3 国有財産の管理とは、国有財産の取得、維持、保存及び運用をすることであり、処分とは、売却、交換、譲与等を行うことであるが、この管理及び処分に当たる機関は、行政財産と普通財産とで異なっている。

すなわち、行政財産については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(国有財産法では、これらを「各省各庁の長」という。)が、その所管に属する行政財産の管理者となっている。

普通財産については、原則として財務大臣が管理及び処分を行うこととなっている。ただし、国債整理基金特別会計等 10 の特別会計に所属する財産及び財務大臣に引き継ぐことが不適当な財産については、当該財産を所管する各省各庁の長が管理及び処分を行うこととなっている。

なお、行政財産、普通財産を通じ国有財産全体としての適正な管理及び処分を図るための権能(国有財産の総括権)は、財務大臣にある。

**(国有財産増減及び現在額総計算書の性格)**

4 (1) 国有財産増減及び現在額総計算書(以下「総計算書」という。)は、国有財産法の規定により、各省各庁の長が作成した国有財産増減及び現在額報告書(以下「報告書」という。)に基づいて財務大臣が作成したものであり、1会計年度間における国有財産の増減及び当該年度末にお

ける国有財産の現在額を示すものである。

(2) 国有財産は、原則としてすべて国有財産台帳に記載されるが、国有財産法第 38 条の規定に基づき、公園、広場を除く公共用財産(道路、河川、海浜地等)及び一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けた財産は、例外としてこれに記載されず、したがって、総計算書及び報告書にも計上されていない。

これら国有財産台帳に記載されていない公共用財産等のうち、道路、河川、海浜地等で道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)、海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)等が適用される公共の用に供する財産については、各々の法律に基づき、その所管大臣が現状を明らかにすることとされている。

なお、国有財産台帳に記載されていない国有財産としていわゆる脱落地があるが、実態把握の都度、逐次台帳に記載している。

(3) 国有財産台帳に記載されている財産は、原則としてすべて総計算書及び報告書に計上されるが、国有財産法附則第 2 条の規定に基づき、外国に所在する財産(在外公館等を除く。)の計上は省略されている。

(4) 国有財産台帳に記載される価格については、原則として取得価格主義が採用されている。すなわち、国有財産を新たに台帳に記載する場合の価格は、購入によるものは購入価格、交換によるものは交換当時の評定価格、収用によるものは補償金額、租税の物納によるものは収納価格、代物弁済によるものは当該物件により弁済を受けた債権の額によることになっている。

国有財産台帳に記載される価格については、原則として地価、物価等の変動に伴う修正を行うため、毎年 3 月 31 日現在の現況において

評価を行い、その評価額により改定(以下「価格改定」という。)を行っている。

## 第2 国有財産の現在額

### (総 額)

- 1 国有財産の令和2年度末における現在額は、117兆2,598億円である(令和2年度総計算書3頁参照)。

### (分類別、種類別現在額)

- 2 令和2年度末現在の国有財産の現在額を分類別、種類別にみると第1表のとおりである(令和2年度総計算書3頁～9頁参照)。

〔第1表〕 令和2年度末国有財産分類別・種類別現在額

分 類 ・ 種 類	価 格	割 合
行 政 財 産	25,973,489 <sup>百万円</sup>	22.2%
公 用 財 産	20,174,177	(17.2)
公 共 用 財 産	800,569	(0.7)
皇 室 用 財 産	711,932	(0.6)
森 林 経 営 用 財 産	4,286,810	(3.7)
普 通 財 産	91,286,311	77.8
合 計	117,259,801	100.0

#### (1) 行政財産

行政財産は、国有財産総額の22.2%を占めている。

#### イ 公用財産

公用財産は、国有財産総額の17.2%であって、その主なものは、防衛施設7兆9,279億円、空港施設1兆7,645億円、国会施設1兆2,802億円、刑務所、拘置所、少年院等の矯正施設7,696億円、裁判所施設6,596億円及び石油備蓄施設4,266億円である。

#### ロ 公共用財産

公共用財産は、国有財産総額の0.7%であるが、本総計算書に計上されている公共用財産は国有財産台帳に記載されている公園、広場であり、国有財産台帳に記載されない道路、河川、海浜地等の敷地は含まれていない。

公園、広場のうち主なものは、皇居外苑1,787億円、新宿御苑998億円、国営昭和記念公園848億円、京都御苑745億円及び国営東京臨海広域防災公園659億円である。

#### ハ 皇室用財産

皇室用財産は、国有財産総額の0.6%であって、その主なものは、皇居3,687億円、赤坂御用地2,147億円、京都御所514億円、高輪皇族邸196億円及び常盤松御用邸190億円である。

#### ニ 森林経営用財産

森林経営用財産は、国有財産総額の3.7%であって、4兆2,868億円である。

#### (2) 普通財産

普通財産は、国有財産総額の77.8%であって、その主なものは、財務省所管に係るもの82兆4,902億円、厚生労働省所管に係るもの5兆5,672億円、経済産業省所管に係るもの1兆7,033億円、国土交通省所管に係るもの9,268億円及び防衛省所管に係るもの2,157億円である。

### (区分別現在額)

- 3 令和2年度末現在の国有財産の現在額を区分別にみると第2表のとおりであって、政府出資等が総額の72.6%を、土地が17.0%を占め、次いで建物2.9%、立木竹2.8%、工作物2.2%の順となっている(令和2年度総計算書3頁参照)。

〔第2表〕 令和2年度末国有財産区分別現在額

区 分	数 量 単 位	数 量	価 格	割 合	
土 地	千平方メートル	87,680,952	19,902,235	17.0	
立 木 竹	樹 木	千 本	6,657	71,201	(0.1)
	立 木	千立方メートル	1,233,418	3,192,149	(2.7)
	竹	千 束	733	749	(0.0)
	計			3,264,100	2.8
建 物	建 面 積	千平方メートル	26,603	3,417,249	2.9
	延 べ 面 積	千平方メートル	58,602		
工 作 物			2,588,409	2.2	
機 械 器 具			0	0.0	
船 舶	汽 船	千 隻	1,009	294,136	(0.3)
	艦 船	千 隻	329	1,292,456	(1.1)
	雑 船	千 隻	547	2,235	(0.0)
	計	千 隻	998	1,588,827	1.4
航 空 機	機	1,566	1,057,296	0.9	
地 上 権 等	千平方メートル	3,070	2,881	0.0	
特 許 権 等	千 件	1,879	1,416	0.0	
政 府 出 資 等			85,181,205	72.6	
不動産の信託の受益権	件	2	256,180	0.2	
合 計			117,259,801	100.0	

- (注) 1 樹木とは、庭木その他材積を基準として、その価格を算定し難いものをいう。  
 2 立木とは、材積を基準として、その価格を算定するものをいう。  
 3 束とは、1メートルなわ締の竹の量をいう。  
 4 船舶のトン数は、汽船については総トン、艦船については排水トンで表示している。

## (1) 土 地

土地の総額は87,680百万平方メートル、19兆9,022億円であり、この面積は、国土面積377,975百万平方メートルの約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,664百万平方メートル、14兆8,807億円であり、普通財産は1,016百万平方メートル、5兆215億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産85,308百万平方メートル(1兆566億円)であり、価格の主なものは、公用財産12兆4,641億円(1,200百万平方メートル)であって、防衛省所管の4兆2,449億円(1,011百万平方メートル)、国土交通省所管の1兆6,497億円(89百万平方メートル)及び財務省所管の1兆5,131億円(8百万平方メートル)である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の787百万平方メートル、4兆8,783億円、農林水産省所管の226百万平方メートル、889億円及び国土交通省所管の2百万平方メートル、351億円である。

## (2) 立 木 竹

立木竹の総額は3兆2,641億円であって、行政財産は3兆2,505億円であり、普通財産は135億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産3兆1,759億円である。

また、普通財産の主なものは、環境省所管の73億円である。

## (3) 建 物

建物の総額は延べ面積(以下「延べ」という。)58百万平方メートル、3兆4,172億円であって、行政財産は延べ48百万平方メートル、2兆9,217億円であり、普通財産は延べ9百万平方メートル、4,955億円である。



行政財産の主なものは、公用財産延べ47百万平方メートル、2兆8,569億円であって、防衛省所管の延べ17百万平方メートル、9,290億円、財務省所管の延べ9百万平方メートル、4,777億円及び法務省所管の延べ6百万平方メートル、4,099億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ6百万平方メートル、3,432億円及び防衛省所管の延べ3百万平方メートル、1,224億円である。

(4) 工 作 物

工作物の総額は2兆5,884億円であって、行政財産は2兆2,707億円であり、普通財産は3,177億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2兆1,413億円であり、国土交通省所管の8,249億円、防衛省所管の4,550億円及び経済産業省所管の3,584億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の2,198億円及び防衛省所管の904億円である。

(5) 機 械 器 具

機械器具の総額は24円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。機械器具は、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であり、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産とされている。

(6) 船 舶

船舶の総額は2,336隻、1兆5,888億円であって、行政財産は2,309隻、1兆5,883億円であり、普通財産は27隻、4億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2,231隻、1兆5,883億円であって、防衛省所管の474隻、1兆2,921億円及び国土交通省所管の1,517隻、2,763億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の12隻、4億円である。

(7) 航 空 機

航空機の総額は1,566機、1兆572億円であって、行政財産は1,563機、1兆571億円であり、普通財産は3機、1億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,376機、9,913億円及び国土交通省所管の104機、579億円である。

(8) 地 上 権 等

地上権等(地上権、地役権、鉱業権等)の総額は3百万平方メートル、28億円であって、行政財産は3百万平方メートル、28億円であり、普通財産は1千平方メートル、5百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産3百万平方メートル、28億円であって、環境省所管の地上権2百万平方メートル、20億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の地役権0.1千平方メートル、4百万円である。

(9) 特 許 権 等

特許権等(特許権、著作権、商標権、実用新案権等)の総額は1,879千件、14億円であって、行政財産は1,879千件、13億円であり、普通財産は0.1千件、0.4億円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、国土交通省所管の著作権1,875千件、12億円である。

また、普通財産の主なものは、農林水産省所管の著作権1件、0.4億円である。

(10) 政 府 出 資 等

政府出資等の総額は国有財産総額の72.6%に及ぶ85兆1,812億円であって、その99.5%に当たる84兆7,436億円は、国が特別の法律(国際条約を含む。)の規定に基づいて独立行政法人等に対して出資等を行った

ことにより取得した出資による権利、株式等の普通財産である。

また、総額のうち、一般会計は55兆9,080億円、特別会計は29兆2,731億円である。

一般会計からの出資の主なものは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(10兆1,226億円)、独立行政法人国際協力機構(10兆837億円)、株式会社日本政策金融公庫(7兆5,686億円)及び国際開発協会(3兆1,905億円)への出資である。

特別会計からの出資の主なものは、外国為替資金特別会計から国際通貨基金(4兆6,821億円)、年金特別会計から全国健康保険協会(4兆1,850億円)、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行(3兆6,410億円)、財政投融资特別会計から日本電信電話株式会社(3兆5,816億円)及び財政投融资特別会計から株式会社国際協力銀行(3兆94億円)への出資である。

その他の政府出資等は、エネルギー対策特別会計所有株式(4,291億円)、租税物納等により取得した株式等(83億円)である。

#### (11) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の総額は2件、2,561億円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。

#### (所管別現在額)

4 令和2年度末現在の国有財産の現在額を所管別にみると第3表のとおりである。

総額の72.1%に当たる84兆5,695億円が財務省所管に係るものであって、その97.5%は普通財産82兆4,902億円(主として政府出資等76兆7,889億円)である。

次に、防衛省所管に係るものが総額の6.9%、8兆1,437億円(主として

一般会計の公用財産7兆9,279億円)である。

以下、厚生労働省所管6兆749億円(主として年金特別会計の普通財産5兆1,411億円)、農林水産省所管4兆6,968億円(主として一般会計の森林経営用財産4兆2,868億円)、国土交通省所管4兆3,653億円(主として自動車安全特別会計の公用財産1兆8,414億円)の順となっている。

〔第3表〕 令和2年度末国有財産所管別現在額

所 管	行 政 財 産		普 通 財 産		合 計	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	割 合
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
衆 議 院	892,643	3.4	—	—	892,643	0.8
参 議 院	387,626	1.5	—	—	387,626	0.3
最 高 裁 判 所	659,655	2.5	—	—	659,655	0.6
会 計 検 査 院	2,337	0.0	—	—	2,337	0.0
内 閣	42,882	0.2	—	—	42,882	0.0
内 閣 府	1,754,766	6.8	9,492	0.0	1,764,258	1.5
総 務 省	169,761	0.7	50	0.0	169,812	0.1
法 務 省	1,434,284	5.5	10,199	0.0	1,444,483	1.2
外 務 省	459,992	1.8	2,640	0.0	462,632	0.4
財 務 省	2,079,265	8.0	82,490,240	90.4	84,569,506	72.1
文 部 科 学 省	343,899	1.3	188,812	0.2	532,712	0.5
厚 生 労 働 省	507,622	2.0	5,567,296	6.1	6,074,919	5.2
農 林 水 産 省	4,566,505	17.6	130,326	0.1	4,696,831	4.0
経 済 産 業 省	720,446	2.8	1,703,305	1.9	2,423,751	2.1
国 土 交 通 省	3,438,501	13.2	926,883	1.0	4,365,384	3.7
環 境 省	585,299	2.3	41,300	0.0	626,599	0.5
防 衛 省	7,927,999	30.5	215,763	0.2	8,143,762	6.9
合 計	25,973,489	100.0	91,286,311	100.0	117,259,801	100.0

**(会計別現在額)**

5 令和2年度末現在の国有財産の現在額を会計別にみると第4表のとおりであり、一般会計は国有財産総額の72.8%、85兆4,113億円、特別会計は27.2%、31兆8,484億円である。

一般会計の行政財産は23兆4,789億円であって、公用財産が75.3%の17兆6,796億円を占め、次いで森林経営用財産4兆2,868億円、公共用財産8,005億円、皇室用財産7,119億円となっている。

一般会計の普通財産は61兆9,324億円であって、その99.4%は財務省所管に係るもの61兆5,606億円(主として政府出資等55兆9,080億円)である。

また、特別会計の行政財産は2兆4,945億円であって、その主なものは、自動車安全特別会計の公用財産1兆8,414億円、エネルギー対策特別会計の公用財産4,268億円、労働保険特別会計の公用財産1,286億円及び特許特別会計の公用財産928億円である。

特別会計の普通財産は29兆3,538億円であって、その99.7%に当たる29兆2,731億円が政府出資等である。その主なものは、財政投融资特別会計の14兆4,577億円、年金特別会計の5兆1,351億円、外国為替資金特別会計の4兆6,821億円、エネルギー対策特別会計の1兆5,730億円及び国債整理基金特別会計の1兆3,696億円である。

なお、令和2年度末において、国有財産を有する特別会計は10会計である。

〔第4表〕 令和2年度末国有財産会計別現在額

会 計 分 類 種 類	行 政 財 産						普 通 財 産		合 計	
	公 用 財 産	公 共 用 財 産	皇 室 用 財 産	森 林 経 営 用 財 産	計		価 格	割 合	価 格	割 合
	価 格	価 格	価 格	価 格	価 格	割 合				
一 般 会 計	百万円 17,679,606	百万円 800,569	百万円 711,932	百万円 4,286,810	百万円 23,478,918	% 90.4	百万円 61,932,433	% 67.8	百万円 85,411,351	% 72.8
特 別 会 計	国債整理基金特別会計	—	—	—	—	(—)	1,369,634	(1.5)	1,369,634	(1.2)
	財政投融资特別会計	—	—	—	—	(—)	14,506,416	(15.9)	14,506,416	(12.4)
	外国為替資金特別会計	—	—	—	—	(—)	4,682,112	(5.1)	4,682,112	(4.0)
	エネルギー対策特別会計	426,818	—	—	—	426,818	1,573,382	(1.7)	2,000,200	(1.7)
	労働保険特別会計	128,667	—	—	—	128,667	421,464	(0.5)	550,131	(0.5)
	年金特別会計	4,820	—	—	—	4,820	5,141,115	(5.6)	5,145,935	(4.4)
	食料安定供給特別会計	—	—	—	—	—	1,170	(0.0)	1,170	(0.0)
	特許特別会計	92,807	—	—	—	92,807	969	(0.0)	93,776	(0.1)
	自動車安全特別会計	1,841,453	—	—	—	1,841,453	911,537	(1.0)	2,752,990	(2.3)
	東日本大震災復興特別会計	3	—	—	—	3	746,076	(0.8)	746,080	(0.6)
計	2,494,571	—	—	—	2,494,571	9.6	29,353,878	32.2	31,848,449	27.2
合 計	20,174,177	800,569	711,932	4,286,810	25,973,489	100.0	91,286,311	100.0	117,259,801	100.0

### 第3 国有財産の増減額

#### (増減額の概要)

#### 1 国有財産の令和2年度中の

総増加額は 11兆4,045億円

総減少額は 4兆160億円

であって差引き 7兆3,885億円

の純増加となっている(令和2年度総計算書3頁参照)。

この総増減額から国有財産の台帳価格改定の結果による増減額を差し引いた国有財産の令和2年度中の増加額は7兆2,773億円、減少額は5,819億円であって、差引き6兆6,953億円の純増加となっている。

#### (分類別、種類別増減額)

#### 2 令和2年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第5表のとおりである(令和2年度総計算書3頁～9頁参照)。

また、この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第6表のとおりであって、価格改定による増減額は第7表のとおりである。

〔第5表〕 令和2年度国有財産分類別・種類別増減額

分類・種類	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
行政財産	2,046,705	17.9	1,338,999	33.3	707,705
公用財産	1,715,208	(15.0)	1,066,554	(26.6)	648,654
公共用財産	32,709	(0.3)	21,494	(0.5)	11,214
皇室用財産	16,574	(0.1)	2,462	(0.1)	14,112
森林経営用財産	282,212	(2.5)	248,488	(6.2)	33,724
普通財産	9,357,829	82.1	2,677,031	66.7	6,680,797
合 計	11,404,534	100.0	4,016,031	100.0	7,388,503

〔第6表〕 令和2年度国有財産分類別・種類別増減額  
(価格改定による増減額を除いたもの)

分類・種類	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
行政財産	1,351,157	18.6	164,932	28.3	1,186,224
公用財産	1,228,980	(16.9)	140,541	(24.1)	1,088,438
公共用財産	19,834	(0.3)	7,935	(1.4)	11,899
皇室用財産	1,601	(0.0)	42	(0.0)	1,558
森林経営用財産	100,741	(1.4)	16,413	(2.8)	84,327
普通財産	5,926,213	81.4	417,054	71.7	5,509,159
合 計	7,277,371	100.0	581,986	100.0	6,695,384

〔第7表〕 令和2年度国有財産分類別・種類別増減額  
(価格改定によるもの)

分類・種類	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
行政財産	695,547	16.9	1,174,066	34.2	△ 478,519
公用財産	486,228	(11.8)	926,013	(27.0)	△ 439,784
公共用財産	12,874	(0.3)	13,559	(0.4)	△ 684
皇室用財産	14,972	(0.4)	2,419	(0.1)	12,553
森林経営用財産	181,471	(4.4)	232,074	(6.8)	△ 50,603
普通財産	3,431,616	83.1	2,259,977	65.8	1,171,638
合 計	4,127,163	100.0	3,434,044	100.0	693,119

#### (区分別増減額)

- 3 令和2年度における国有財産の増減額を区分別にみると第8表のとおりである(令和2年度総計算書3頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第9表のとおりであって、増加した主なものは、政府出資等5兆4,636億円(5兆6,760億円増加、2,123億円減少)及び航空機3,729億円(4,006億円増加、277億円減少)であり、減少したものは、不動産の信託の受益権142億円(142億円減少)である。また、価格改定による増減額は第10表のとおりである。

〔第8表〕令和2年度国有財産区分別増減額

区 分	数 量 位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	28,218	百万円 813,988	% 7.1	20,278	百万円 245,024	% 6.1	7,940	百万円 568,964	
立 木 竹	樹 木	千 本	49	744	(0.0)	58	3,263	(0.1)	△ 8	△ 2,518
	立 木	千立方メートル	16,069	268,070	(2.4)	5,606	226,522	(5.6)	10,463	41,548
	竹	千 束	0	0	(0.0)	0	15	(0.0)	△ 0	△ 15
	計		268,815	2.4		229,801	5.7		39,013	
建 物	建 面 積	千平方メートル	653	195,628	1.7	347	203,349	5.1	306	△ 7,720
	延 べ 面 積	千平方メートル	1,072			667			405	
工 作 物			372,008	3.3		331,811	8.3		40,197	
機 械 器 具			—	—		—	—		—	
船 舶	汽 船	千 隻 ン	70	87,713	(0.8)	68	75,846	(1.9)	2	11,867
		33			19			14		
	艦 船	千 隻 ン	16	221,035	(1.9)	11	174,315	(4.3)	5	46,720
		31			16			15		
雑 船	隻	62	654	(0.0)	67	695	(0.0)	△ 5	△ 41	
	計	隻	148	309,403	2.7	146	250,857	6.2	2	58,546
航 空 機	機	54	400,662	3.5	89	352,982	8.8	△ 35	47,680	
地 上 権 等	千平方メートル	402	429	0.0	0	24	0.0	402	405	
特 許 権 等	千 件	34	131	0.0	1	205	0.0	32	△ 73	
政 府 出 資 等			9,040,634	79.3		2,387,723	59.5		6,652,910	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	2,831	0.0	1	14,251	0.4	△ 1	△ 11,420	
合 計			11,404,534	100.0		4,016,031	100.0		7,388,503	

[第9表] 令和2年度国有財産区分別増減額  
(価格改定による増減額を除いたもの)

区 分	数 量 位	増			減			差 引		
		数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	割 合	数 量	価 格	
土 地	千平方メートル	28,218	百万円 235,194	% 3.2	20,278	百万円 189,928	% 32.6	7,940	百万円 45,265	
立 木 竹	樹 木	千 本	49	744	(0.0)	58	1,831	(0.3)	△ 8	△ 1,086
	立 木	千立方メートル	16,069	87,253	(1.2)	5,606	16,087	(2.8)	10,463	71,166
	竹	千 束	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	△ 0	△ 0
	計		87,998	1.2		17,919	3.1		70,079	
建 物	建 面 積	千平方メートル	653	195,628	2.7	347	46,286	8.0	306	149,342
	延 べ 面 積	千平方メートル	1,072			667			405	
工 作 物			372,008	5.1		31,759	5.5		340,248	
機 械 器 具			—	—		—	—		—	
船 舶	汽 船	千 隻 卜 ン	70 33	87,713	(1.2)	68 19	37,636	(6.5)	2 14	50,077
	艦 船	千 隻 卜 ン	16 31	221,035	(3.0)	11 16	3,741	(0.6)	5 15	217,294
	雑 船	隻	62	654	(0.0)	67	353	(0.1)	△ 5	300
	計	隻	148	309,403	4.3	146	41,731	7.2	2	267,672
航 空 機	機	54	400,662	5.5	89	27,701	4.8	△ 35	372,960	
地 上 権 等	千平方メートル	402	429	0.0	0	15	0.0	402	413	
特 許 権 等	千 件	34	37	0.0	1	4	0.0	32	33	
政 府 出 資 等			5,676,007	78.0		212,388	36.5		5,463,619	
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件	—	—	—	1	14,251	2.4	△ 1	△ 14,251	
合 計			7,277,371	100.0		581,986	100.0		6,695,384	

〔第 10 表〕 令和 2 年度国有財産区分別増減額  
(価格改定によるもの)

区 分	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	
土 地	百万円 578,794	% 14.0	百万円 55,095	% 1.6	百万円 523,699	
立 木 竹	樹 木	0 (0.0)	1,432 (0.0)	△	1,432	
	立 木	180,816 (4.4)	210,434 (6.1)	△	29,617	
	竹	— (—)	15 (0.0)	△	15	
	計	180,816 4.4	211,882 6.2	△	31,065	
建 物	— —	157,063 4.6	△	157,063		
工 作 物	— —	300,051 8.7	△	300,051		
機 械 器 具	— —	— —	—	—		
船 舶	汽 船	— (—)	38,210 (1.1)	△	38,210	
	艦 船	— (—)	170,573 (5.0)	△	170,573	
	雑 船	— (—)	342 (0.0)	△	342	
	計	— —	209,126 6.1	△	209,126	
航 空 機	— —	325,280 9.5	△	325,280		
地 上 権 等	0 0.0	8 0.0	△	8		
特 許 権 等	94 0.0	200 0.0	△	106		
政 府 出 資 等	3,364,626 81.5	2,175,335 63.3		1,189,291		
不動産の信託の受益権	2,831 0.1	— —		2,831		
合 計	4,127,163 100.0	3,434,044 100.0		693,119		

## (所管別増減額)

4 令和 2 年度における国有財産の増減額を所管別にみると第 11 表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第 12 表のとおりであって、増加した主なものは、財務省所管の 5 兆 5,550 億円(5 兆 8,446 億円増加、2,895 億円減少)、減少したものは、厚生労働省所管の 618 億円(51 億円増加、669 億円減少)である。

〔第 11 表〕 令和 2 年度国有財産所管別増減額

所 管	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	
衆 議 院	百万円 45,898	% 0.4	百万円 4,785	% 0.1	百万円 41,112	
参 議 院	20,772	0.2	1,738	0.0	19,034	
最 高 裁 判 所	32,359	0.3	15,124	0.4	17,234	
会 計 検 査 院	139	0.0	79	0.0	59	
内 閣	2,392	0.0	1,096	0.0	1,295	
内 閣 府	67,611	0.6	25,058	0.6	42,552	
総 務 省	9,113	0.1	3,083	0.1	6,030	
法 務 省	111,070	1.0	52,940	1.3	58,129	
外 務 省	16,910	0.1	1,084	0.0	15,825	
財 務 省	8,178,214	71.7	2,304,879	57.4	5,873,335	
文 部 科 学 省	18,095	0.2	5,530	0.1	12,565	
厚 生 労 働 省	716,734	6.3	81,900	2.0	634,833	
農 林 水 産 省	301,094	2.6	267,541	6.7	33,553	
経 済 産 業 省	554,080	4.9	263,164	6.6	290,915	
国 土 交 通 省	388,440	3.4	313,097	7.8	75,342	
環 境 省	98,206	0.9	17,628	0.4	80,578	
防 衛 省	843,401	7.4	657,296	16.4	186,104	
合 計	11,404,534	100.0	4,016,031	100.0	7,388,503	



〔第12表〕 令和2年度国有財産所管別増減額  
(価格改定による増減額を除いたもの)

所 管	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
	百万円	%	百万円	%	百万円
衆 議 院	804	0.0	28	0.0	775
参 議 院	824	0.0	102	0.0	722
最 高 裁 判 所	7,930	0.1	1,255	0.2	6,674
会 計 検 査 院	56	0.0	6	0.0	49
内 閣	413	0.0	27	0.0	386
内 閣 府	16,909	0.2	2,091	0.4	14,818
総 務 省	2,823	0.0	352	0.1	2,471
法 務 省	70,775	1.0	17,231	3.0	53,544
外 務 省	3,726	0.1	618	0.1	3,107
財 務 省	5,844,603	80.3	289,582	49.8	5,555,021
文 部 科 学 省	1,758	0.0	187	0.0	1,570
厚 生 労 働 省	5,172	0.1	66,973	11.5	△ 61,800
農 林 水 産 省	110,028	1.5	28,586	4.9	81,442
経 済 産 業 省	64,441	0.9	32,645	5.6	31,796
国 土 交 通 省	308,955	4.2	91,735	15.8	217,220
環 境 省	86,752	1.2	7,269	1.2	79,482
防 衛 省	751,393	10.3	43,292	7.4	708,100
合 計	7,277,371	100.0	581,986	100.0	6,695,384

(会計別増減額)

5 令和2年度における国有財産の増減額を会計別にみると第13表のとおりである(令和2年度総計算書10頁及び38頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第14表のとおりであって、一般会計は6兆820億円(6兆5,110億円増加、4,290億円減少)の増

加、特別会計は6,133億円(7,663億円増加、1,529億円減少)の増加となっている。

特別会計の増加の主なものは、財政投融资特別会計5,405億円、自動車安全特別会計1,572億円及びエネルギー対策特別会計639億円、減少の主なものは、年金特別会計629億円及びエネルギー対策特別会計323億円である。

〔第13表〕 令和2年度国有財産会計別増減額

会 計	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
	百万円	%	百万円	%	百万円
一 般 会 計	8,717,004	76.4	2,928,383	72.9	5,788,621
特 別 会 計	2,687,530	23.6	1,087,647	27.1	1,599,882
合 計	11,404,534	100.0	4,016,031	100.0	7,388,503

〔第14表〕 令和2年度国有財産会計別増減額  
(価格改定による増減額を除いたもの)

会 計	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
	百万円	%	百万円	%	百万円
一 般 会 計	6,511,040	89.5	429,002	73.7	6,082,037
特 別 会 計	766,330	10.5	152,984	26.3	613,346
合 計	7,277,371	100.0	581,986	100.0	6,695,384

(増減事由)

6 国有財産の増減事由を大別すれば、国と国以外の者との間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を対外的異動、後者を対内的異動とすれば、購入、売却、出資等は対外的異動であり、所管換(各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう。)、所属替(同一所管内において二以上の部局等がある場

合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。)等は対内的異動である。

対外的異動には、増加については、歳出を伴うもの(購入、新築、新設等)と歳出を伴わないもの(租税物納等)があり、減少については、歳入を伴うもの(売払、出資金回収等)と歳入を伴わないもの(譲与、取こわし等)がある。

対内的異動は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

(1) 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受(引継、引受とは、各省各庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。)、整理替(同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動(分割を含む。))があることをいう。)等国有財産の管理を効率化するため国の内部で行う調整に伴う増減である。

(2) 整理上の増減

実測(土地、建物及び工作物に適用)、実査(立木竹に適用)、誤謬訂正、報告洩等による増減である。

(3) 価格改定上の増減

令和3年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

7 令和2年度における国有財産の増減額を異動の内容別にみると第15表のとおりである。増加額では、対外的異動が60.9%、対内的異動が39.1%であり、減少額では、対外的異動が7.6%、対内的異動が92.4%となっている。

〔第15表〕 令和2年度国有財産増減状況

異動の内容	増		減		差引
	価 格	割 合	価 格	割 合	
対 外 的 異 動	6,946,121	60.9	306,923	7.6	6,639,198
歳出歳入を伴うもの	6,650,513	(58.3)	106,607	(2.7)	6,543,906
歳出歳入を伴わないもの	295,608	(2.6)	200,316	(5.0)	95,292
対 内 的 異 動	4,458,413	39.1	3,709,108	92.4	749,304
調 整 上 の 増 減	274,133	(2.4)	269,736	(6.7)	4,397
整 理 上 の 増 減	57,116	(0.5)	5,327	(0.1)	51,788
価 格 改 定 上 の 増 減	4,127,163	(36.2)	3,434,044	(85.5)	693,119
合 計	11,404,534	100.0	4,016,031	100.0	7,388,503

(事由別増加額)

8 令和2年度における国有財産の増減額を事由別にみると第16表のとおりであって、増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

(1) 対外的異動によるもの

イ 出 資(現金)

5兆4,532億円 現金出資による政府出資等の増である。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。

(イ) 一 般 会 計

株式会社

日本政策金融公庫 4兆1,158億円

国立研究開発法人

科学技術振興機構 5,000億円

<p>独立行政法人</p>	<p>□ 新 造      4,159 億円      船 舶 2,471 億 円 (29 隻) 及 び 航 空 機</p>
<p>    中小企業基盤整備     機構                      650 億円</p>	<p>1,687 億円 (17 機) の新造である。船舶の</p>
<p>独立行政法人</p>	<p>主なものは、防衛省所管一般会計の公用</p>
<p>    国際協力機構              514 億円</p>	<p>財産 1,992 億円 (7 隻) であり、航空機の</p>
<p>(ロ) 財政投融资特別会計</p>	<p>主なものは、防衛省所管一般会計の公用</p>
<p>    株式会社</p>	<p>財産 1,657 億円 (15 機) である。</p>
<p>        日本政策投資銀行      2,200 億円</p>	<p>ハ 新 設      2,498 億円      工作物の新設である。主なものは、国</p>
<p>    株式会社</p>	<p>土交通省所管自動車安全特別会計の公用</p>
<p>        産業革新投資機構      809 億円</p>	<p>財産 726 億円である。</p>
<p>    株式会社</p>	<p>ニ 出 資 (現物)</p>
<p>        国際協力銀行              800 億円</p>	<p>2,161 億円      現物出資による政府出資等の増であっ</p>
<p>    株式会社</p>	<p>て、その主なものは、財務省所管一般会</p>
<p>        海外交通・都市開         発事業支援機構      604 億円</p>	<p>計から国際開発協会に出資した 1,366 億</p>
<p>(ハ) エネルギー対策特別会計</p>	<p>円及び財務省所管一般会計から国立大学</p>
<p>    独立行政法人</p>	<p>法人東海国立大学機構に出資した 395 億</p>
<p>        石油天然ガス・金         属鉱物資源機構      565 億円</p>	<p>円である。</p>
<p>(ニ) 自動車安全特別会計</p>	<p>(2) 対内的異動によるもの</p>
<p>    成田国際空港株式     会社                      299 億円</p>	<p>イ 価格改定</p>
<p>(ホ) 東日本大震災復興特別会計</p>	<p>4 兆 1,271 億円      政府出資等 3 兆 3,646 億円、土地</p>
<p>    株式会社</p>	<p>5,787 億円等である。政府出資等の主な</p>
<p>        日本政策金融公庫      16 億円</p>	<p>ものは、財務省所管一般会計の普通財産</p>
	<p>1 兆 4,926 億円であり、土地の主なもの</p>
	<p>は、防衛省所管一般会計の公用財産 920</p>
	<p>億円である。</p>

<p>ロ 所属替 1,066 億円 土地 449 億円、船舶 367 億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 229 億円であり、船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産 359 億円である。</p>	<p>ハ 出資金回収(現金) 645 億円 独立行政法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減である。会計別及び法人別の主なものは、次のとおりである。</p>
<p>ハ 引受 862 億円 財務省所管一般会計の普通財産であり、土地 663 億円、建物 100 億円等である。</p>	<p>(イ) 年金特別会計 独立行政法人 福祉医療機構 617 億円</p>
<p>ニ 実査 460 億円 立木竹の実査である。主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産 460 億円である。</p>	<p>(ロ) 労働保険特別会計 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 21 億円</p>
<p>(事由別減少額)</p>	<p>独立行政法人 福祉医療機構 5 億円</p>
<p>9 減少額の主なものを挙げると次のとおりである。</p>	<p>ニ 売却 415 億円 土地 351 億円、政府出資等 36 億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 252 億円であり、政府出資等はすべて財務省所管一般会計の普通財産である。</p>
<p>(1) 対外的異動によるもの</p>	<p>(2) 対内的異動によるもの</p>
<p>イ 資本金減少 778 億円 法令の規定に基づく独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の減資などによるものである。 すべて政府出資等であり、主なものは財務省所管一般会計の普通財産 434 億円である。</p>	<p>イ 価格改定 3兆4,340 億円 政府出資等 2兆1,753 億円、航空機 3,252 億円等である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 1兆3,550 億円であり、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産 3,038 億円である。</p>
<p>ロ 出資(現物) 649 億円 国立大学法人の統廃合に伴う政府出資等の減である。</p>	

ロ 所属替	1,018 億円	<p>土地 400 億円、船舶 367 億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 245 億円であり、船舶の主なものは、国土交通省所管一般会計の公用財産 359 億円である。</p> <p>なお、所属替において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第 15 条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。</p>	<p>なお、所管換において、増加額と減少額とが一致しないのは、国有財産法第 15 条に基づき、所属を異にする会計間異動は原則有償として整理しており、引き渡す省庁又は部局は台帳価格をもって減の整理をするのに対し、受ける側の省庁又は部局は時価で評価した額をもって増の整理をするためである。</p>
ハ 引 継	862 億円	<p>土地 663 億円、建物 100 億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 497 億円、建物の主なものは、防衛省所管一般会計の普通財産 93 億円である。</p>	
ニ 所管換	381 億円	<p>土地 179 億円、建物 128 億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産 117 億円であり、建物の主なものは、国土交通省所管自動車安全特別会計の公用財産 88 億円である。</p>	

〔第16表〕 令和2年度国有財産事由別増減額

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
I	対外的異動	百万円 6,946,121	百万円 306,923	I	対外的異動	百万円 6,639,198
1	歳出を伴うもの	6,650,513	1	歳入を伴うもの	106,607	6,543,906
	(1)	購入 153,995		(1)	売却 41,558	
	(2)	売却取消その他 312		(2)	出資金回収その他 65,048	
	(3)	埋立その他 948,399				
		イ 売却解除 9			イ 出資金回収(現金) 64,522	
		ロ 分収育林契約解除 303			ロ 造林契約解除 526	
		イ 埋立 595				
		ロ 地均 2,588				
		ハ 収用 —				
		ニ 新植 6,947				
		ホ 移植 0				
		ヘ 補植手入 34,113				
		ト 新築 106,524				
		チ 増築 1,289				
		リ 改築 9				
		ヌ 移築 49				
		ル 復旧 193				
		ヲ 移転 29				
		ワ 従物新設 579				
		カ 従物増設 331				
		コ 従物移設 —				
		ク 従物改設 4				
		レ 新設 249,843				
		ソ 増設 25,413				
		ツ 移設 35				

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
		ネ 改 設	483			
		ナ 新 造	415,984			
		ラ 改 造	610			
		ム 属具取付	94,511			
		ウ 属具移設	—			
		ヰ 属具改設	—			
		ノ 林道改良	7,790			
		オ 設 定	429			
		ク 登 録	3			
		ヤ 創 作	34			
	(4) 修繕その他		94,539			
		イ 修 繕	11,524			
	(5) 出資(現金)		5,453,266			
		ロ 模 様 替	83,015			
2 歳出を伴 わないもの	295,608			2 歳入を伴 わないもの	200,316	95,292
	(1) 寄 附		2,880	(1) 譲 与	3,394	
	(2) 帰 属		55,328	(2) 交換その他	626	
	(3) 租 税 物 納		6,652			イ 交 換
	(4) 現 物 賠 償		775			ロ 土地改良法 による引渡
	(5) 譲 与 取 消		16			ハ 土地区画整 理法による 引渡
	(6) 譲 与 解 除		0			ニ 都市再開発 法による引 渡
	(7) 交換その他		635			ホ その他の法 による引渡
		イ 交 換	525			ヘ 都市再開発 法による権 利変換
		ロ 土地改良法 による換地	0			
		ハ 土地区画整 理法による 換地	108			

増			減			差 引
項	目	内 訳	項	目	内 訳	
	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
		二 都市再開発法による権利変換			ト その他の法による権利変換	
		ホ その他の法による権利変換	(3) 取こわしその他	117,140		
(8) 出資(現物)	216,103				イ 取こわし	11,797
(9) 出資金回収(現物)	4				ロ 消 滅	17
(10) 信託その他	13,210				ハ 租税物納取消・撤回	184
		イ 信 託			ニ 喪失(うち取得時効によるもの)	1,014 (942)
		ロ 信託取消			ホ 伐 採	17,053
		ハ 信託終了			ヘ 移 植	0
					ト 改 築	0
					チ 移 築	1
					リ 模 様 替	4,932
					ヌ 移 転	29
					ル 従物移設	—
					ヲ 従物改設	0
					ワ 従物取こわし	31
					カ 移 設	9
					ヨ 改 設	6
					タ 改 造	31
					レ 属具移設	—
					ソ 属具改設	—
					ツ 属具取こわし	3,494
					ネ 補植手入	—
					ナ 林道改良	—
					ラ 出資金回収(現物)	686
					ム 出資金回収不能	—
					ウ 資本金減少	77,849



増			減			差 引	
項	目	内 訳	項	目	内 訳		
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
II 対内的異動	4,458,413		II 対内的異動	3,709,108		749,304	
1 調整上の増加	274,133		1 調整上の減少	269,736		4,397	
		(1) 所管換	37,836		(1) 所管換	38,168	
		(2) 所属替	106,674		(2) 所属替	101,813	
		(3) 引受その他	90,638		(3) 引継その他	90,769	
					イ 引 継	86,221	
					ロ 公共物より編入	4,548	
		(4) 整理替その他	38,983		(4) 整理替その他	38,983	
					イ 整理替	31,847	
					ロ 種別替	0	
					ハ 用途廃止	6,245	
					ニ 用途変更	130	
					ホ 種目変更	761	
2 整理上の増加	57,116		2 整理上の減少	5,327		51,788	
		(1) 登録修正	57,116		(1) 登録修正	5,327	
					イ 誤謬訂正	3,501	
					ロ 新規登載	600	
					ハ 報告洩	1,121	
					ニ 実 測	285	
					ホ 実 査	46,083	
3 価格改定上の増加	4,127,163		3 価格改定上の減少	3,434,044		693,119	
		(1) 価格改定	4,127,163		(1) 価格改定	3,434,044	
合 計	11,404,534		合 計	4,016,031		7,388,503	

## 令和 2 年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書

### 第 1 序 説

本説明書は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度の国有財産無償貸付状況の内容等を説明するものである。

#### (国有財産の無償貸付)

1 国有財産の無償貸付は、法律に基づく場合に限定されている。無償貸付について規定する法律は、国有財産法のほかその数は少なくないが、いずれも主として地方公共団体等が国有財産を公共性の強い用途に供する場合に当該地方公共団体等に無償で貸し付けることができることとしている。

例えば、国有財産法では緑地、公園、ため池、墓地等の用に供する場合、国有財産特別措置法(昭和 27 年法律第 219 号)では水道施設、臨港施設等の用に供する場合、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)では都道府県道又は市町村道の用に供する場合、空港法(昭和 31 年法律第 80 号)では地方管理空港の施設の用に供する場合等に普通財産を無償で貸し付けることができることになっている。

#### (国有財産無償貸付状況総計算書)

2 国有財産無償貸付状況総計算書(以下「無償貸付総計算書」という。)は、国有財産法の規定により無償貸付等をした国有財産について、各省各庁の長が作成した国有財産無償貸付状況報告書に基づいて財務大臣が作成したものである。

したがって、無償貸付総計算書には、国有財産法以外の法律に基づいて無償貸付をした国有財産は計上されていない。

国有財産法は、第 22 条第 1 項の規定により、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区(以下「公共団体」という。)が、普通財産を緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、屎尿処理施設、と畜場、信号機等の小規模施設、生活困窮者の収容施設、災害の応急施設、地震防災の応急施設、原子力災害の応急施設又は武力攻撃事態の緊急対処保護施設の用に供する場合に、公共団体に無償で貸し付けることができることとし、更に第 19 条の規定により、行政財産を用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益させる場合に、また第 26 条の規定により、普通財産を貸付け以外の方法により使用又は収益させる場合に、普通財産の無償貸付に係る条項(第 22 条)を準用することとしている。

無償貸付総計算書は、以上の規定に基づいて無償貸付等をした国有財産の状況を明らかにしたものである。

### 第 2 無償貸付財産の現在額

#### (総 額)

1 国有財産法第 22 条第 1 項の規定(第 19 条及び第 26 条において準用する場合を含む。)により無償貸付等をした国有財産(以下「無償貸付財産」という。)の総額は、令和 2 年度末現在で 1 兆 2,142 億円である(令和 2 年度無償貸付総計算書 51 頁参照)。

## (用途別現在額)

2 令和2年度末現在の無償貸付財産を用途別にみると第1表のとおりであって、公園の用に供するものが1兆1,757億円で最も多く、次いで緑地163億円、ごみ処理施設90億円、墓地31億円の順となっている(令和2年度無償貸付総計算書52頁～63頁参照)。

〔第1表〕 令和2年度末無償貸付財産用途別現在額

用途	件数	価 格	割 合
緑地	152	16,398	1.4
公園	2,578	1,175,714	96.8
ため池	390	1,810	0.1
排水路	352	1,957	0.2
火葬場	8	1,958	0.2
墓地	72	3,164	0.3
ごみ処理施設	17	9,001	0.7
尿処理施設	20	647	0.1
と畜場	1	25	0.0
信号機等の小規模施設	1,234	846	0.1
災害の応急施設	45	1,730	0.1
地震防災の応急施設	21	961	0.1
合 計	4,890	1,214,214	100.0

## (区分別現在額)

3 令和2年度末現在の無償貸付財産を区分別にみると第2表のとおりであって、総額1兆2,142億円の99.8%に当たる1兆2,119億円が土地であり、次いで工作物8億円、建物7億円、立木竹6億円の順となっている(令和2年度無償貸付総計算書51頁参照)。

〔第2表〕 令和2年度末無償貸付財産区分別現在額

区 分	数量単位	数 量	価 格	割 合
土 地	千平方メートル	63,786	1,211,928	99.8
立 木 竹	樹 木	千 本	218	(0.0)
	立 木	千立方メートル	468	(0.0)
	竹	束	0	(0.0)
	計		687	0.1
建 物	建 面 積	千平方メートル	27	
	延 べ 面 積	千平方メートル	787	0.1
工 作 物			811	0.1
合 計	件	4,890	1,214,214	100.0

## (所管別現在額)

4 令和2年度末現在の無償貸付財産を所管別にみると第3表のとおりであって、総額1兆2,142億円の93.1%に当たる1兆1,304億円が財務省所管(主として一般会計の普通財産1兆1,297億円)であり、次いで防衛省所管の322億円、文部科学省所管の265億円、環境省所管の134億円、国土交通省所管の96億円の順となっている。

〔第3表〕 令和2年度末無償貸付財産所管別現在額

所 管	件 数	価 格	割 合
	件	百万円	%
最 高 裁 判 所	85	47	0.0
内 閣 府	73	970	0.1
総 務 省	2	0	0.0
法 務 省	146	232	0.0
財 務 省	3,162	1,130,445	93.1
文 部 科 学 省	71	26,574	2.2
厚 生 労 働 省	24	6	0.0
農 林 水 産 省	90	695	0.1
経 済 産 業 省	2	5	0.0
国 土 交 通 省	364	9,609	0.8
環 境 省	158	13,410	1.1
防 衛 省	713	32,216	2.7
合 計	4,890	1,214,214	100.0

## (会計別現在額)

5 令和2年度末現在の無償貸付財産を会計別にみると第4表のとおりであって、一般会計は99.3%、1兆2,055億円であり、特別会計は0.7%、86億円である。

一般会計では、93.8%に当たる1兆1,304億円が財務省所管であって、その主なものは、公園1兆1,052億円、緑地93億円及びごみ処理施設74億円である。

特別会計では、98.9%に当たる85億円が自動車安全特別会計所属であって、その主なものは、緑地48億円及び公園35億円である。

〔第4表〕 令和2年度末無償貸付財産会計別現在額

会 計	件 数	価 格	割 合
	件	百万円	%
一 般 会 計	4,761	1,205,526	99.3
特 別 会 計	129	8,688	0.7
財 政 投 融 資	2	13	(0.0)
労 働 保 険	17	1	(0.0)
年 金	1	0	(0.0)
食 料 安 定 供 給	3	75	(0.0)
特 許	1	2	(0.0)
自 動 車 安 全	105	8,596	(0.7)
合 計	4,890	1,214,214	100.0

## 第3 無償貸付財産の増減額

## (増減額の概要)

## 1 無償貸付財産の令和2年度中の

総増加額は 2,964億円

総減少額は 2,759億円

であって差引き 204億円

の純増加となっている(令和2年度無償貸付総計算書51頁参照)。

## (用途別増減額)

2 令和2年度における無償貸付財産の増減額を用途別にみると第5表のとおりである(令和2年度無償貸付総計算書52頁~63頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第6表のとおりであって、価格改定による増減額は第7表のとおりである。

この第6表のうち増減の主なものは、公園の用に供するものであって、内訳は、貸付契約の更新(2,608億円)による増減、新規貸付(49億円)による増等である。

〔第5表〕 令和2年度無償貸付財産用途別増減額

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
緑 地	32	3,009	1.0	32	2,425	0.9	—	584
公 園	501	283,700	95.7	502	262,953	95.3	△ 1	20,746
た め 池	76	757	0.3	72	717	0.3	4	40
用 排 水 路	54	474	0.2	58	917	0.3	△ 4	△ 443
火 葬 場	1	60	0.0	1	51	0.0	—	9
墓 地	15	2,013	0.7	15	2,024	0.7	—△	11
ごみ処理施設	4	2,800	0.9	4	2,718	1.0	—	82
尿尿処理施設	6	133	0.0	6	134	0.0	—△	0
と 畜 場	—	—	—	—	—	—	—	—
信号機等の小規模施設	339	409	0.1	353	427	0.2	△ 14	△ 18
災害の応急施設	65	3,100	1.0	68	3,606	1.3	△ 3	△ 505
地震防災の応急施設	7	9	0.0	10	4	0.0	△ 3	4
合 計	1,100	296,468	100.0	1,121	275,981	100.0	△ 21	20,486

〔第6表〕 令和2年度無償貸付財産用途別増減額  
(価格改定による増減額を除いたもの)

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
緑 地	32	2,416	0.9	32	2,406	0.9	—	10
公 園	501	265,791	95.7	502	261,418	95.3	△ 1	4,373
た め 池	76	714	0.3	72	713	0.3	4	1
用 排 水 路	54	448	0.2	58	904	0.3	△ 4	△ 455
火 葬 場	1	47	0.0	1	47	0.0	—	—
墓 地	15	2,002	0.7	15	2,000	0.7	—	1

用 途	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
ごみ処理施設	4	2,698	1.0	4	2,698	1.0	—	—
尿尿処理施設	6	133	0.0	6	133	0.0	—△	0
と 畜 場	—	—	—	—	—	—	—	—
信号機等の小規模施設	339	390	0.1	353	410	0.1	△ 14	△ 20
災害の応急施設	65	3,080	1.1	68	3,587	1.3	△ 3	△ 507
地震防災の応急施設	7	4	0.0	10	4	0.0	△ 3	△ 0
合 計	1,100	277,729	100.0	1,121	274,326	100.0	△ 21	3,402

〔第7表〕 令和2年度無償貸付財産用途別増減額  
(価格改定によるもの)

用 途	増		減		差 引
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格
	百万円	%	百万円	%	百万円
緑 地	593	3.2	19	1.2	573
公 園	17,908	95.6	1,534	92.8	16,373
た め 池	43	0.2	4	0.3	39
用 排 水 路	25	0.1	13	0.8	11
火 葬 場	12	0.1	3	0.2	9
墓 地	11	0.1	24	1.5	△ 12
ごみ処理施設	101	0.5	19	1.2	82
尿尿処理施設	0	0.0	0	0.0	△ 0
と 畜 場	—	—	—	—	—
信号機等の小規模施設	18	0.1	16	1.0	1
災害の応急施設	20	0.1	18	1.1	1
地震防災の応急施設	4	0.0	0	0.0	4
合 計	18,739	100.0	1,654	100.0	17,084

(区分別増減額)

3 令和2年度における無償貸付財産の増減額を区分別にみると第8表のとおりである(令和2年度無償貸付総計算書51頁参照)。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第9表のとおりであつて、土地の増加額が99.6%、減少額が99.7%を占めている。

また、価格改定による増減額は第10表のとおりである。

[第8表] 令和2年度無償貸付財産区分別増減額

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引	
		数量	価 格	割合	数量	価 格	割合	数量	価 格
土 地	千平方メートル	8,304	295,445	99.7	8,296	274,859	99.6	8	20,586
立木竹	樹木	千本	10	35	(0.0)	10	40	(0.0)	△ 0
	立木	千立方メートル	7	15	(0.0)	7	25	(0.0)	— △ 9
	竹	千束	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	— △ 0
	計		51	0.0		66	0.0		△ 14
建 物	建面積	千平方メートル	9		9				△ 0
	延べ面積	千平方メートル	25	755	0.3	29	748	0.3	△ 3 7
工 作 物			215	0.1		307	0.1		△ 91
合 計	件	1,100	296,468	100.0	1,121	275,981	100.0	△ 21	20,486

[第9表] 令和2年度無償貸付財産区分別増減額  
(価格改定による増減額を除いたもの)

区 分	数 量 単 位	増			減			差 引	
		数量	価 格	割合	数量	価 格	割合	数量	価 格
土 地	千平方メートル	8,304	276,706	99.6	8,296	273,366	99.7	8	3,339
立木竹	樹木	千本	10	35	(0.0)	10	36	(0.0)	△ 0
	立木	千立方メートル	7	15	(0.0)	7	15	(0.0)	—
	竹	千束	0	0	(0.0)	0	0	(0.0)	—
	計		51	0.0		51	0.0		△ 0
建 物	建面積	千平方メートル	9		9				△ 0
	延べ面積	千平方メートル	25	755	0.3	29	711	0.3	△ 3 43
工 作 物			215	0.1		196	0.1		19
合 計	件	1,100	277,729	100.0	1,121	274,326	100.0	△ 21	3,402

[第10表] 令和2年度無償貸付財産区分別増減額  
(価格改定によるもの)

区 分	増		減		差 引	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	
土 地	18,739	100.0	1,492	90.2		17,246
立木竹	—	(—)	4	(0.3)	△	4
	—	(—)	9	(0.6)	△	9
	—	(—)	0	(0.0)	△	0
	—	—	14	0.8	△	14
建 物	—	—	36	2.2	△	36
工 作 物	—	—	111	6.7	△	111
合 計	18,739	100.0	1,654	100.0		17,084

## (所管別増減額)

4 令和2年度における無償貸付財産の増減額を所管別にみると第11表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第12表のとおりであって、財務省所管のもの増加額、減少額がそれぞれ88.5%、88.3%を占めている。

〔第11表〕 令和2年度無償貸付財産所管別増減額

所 管	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
最 高 裁 判 所	5	0	0.0	5	0	0.0	—	0
内 閣 府	16	62	0.0	18	91	0.0	△ 2	△ 29
総 務 省	—	—	—	—	0	0.0	—	△ 0
法 務 省	45	140	0.0	41	20	0.0	4	119
財 務 省	695	262,943	88.7	682	243,625	88.3	13	19,317
文 部 科 学 省	9	466	0.2	8	84	0.0	1	381
厚 生 労 働 省	10	4	0.0	10	4	0.0	—	0
農 林 水 産 省	29	694	0.2	24	353	0.1	5	341
経 済 産 業 省	—	0	0.0	—	—	—	—	0
国 土 交 通 省	54	2,898	1.0	58	2,023	0.7	△ 4	874
環 境 省	63	13,185	4.4	71	12,969	4.7	△ 8	216
防 衛 省	174	16,071	5.4	204	16,807	6.1	△ 30	△ 736
合 計	1,100	296,468	100.0	1,121	275,981	100.0	△ 21	20,486

〔第12表〕 令和2年度無償貸付財産所管別増減額  
(価格改定による増減額を除いたもの)

所 管	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
最 高 裁 判 所	5	0	0.0	5	0	0.0	—	0
内 閣 府	16	44	0.0	18	90	0.0	△ 2	△ 45
総 務 省	—	—	—	—	—	—	—	—
法 務 省	45	135	0.0	41	19	0.0	4	115
財 務 省	695	245,879	88.5	682	242,173	88.3	13	3,705
文 部 科 学 省	9	74	0.0	8	74	0.0	1	0
厚 生 労 働 省	10	4	0.0	10	4	0.0	—	—
農 林 水 産 省	29	351	0.1	24	352	0.1	5	△ 1
経 済 産 業 省	—	—	—	—	—	—	—	—
国 土 交 通 省	54	2,285	0.8	58	2,004	0.7	△ 4	280
環 境 省	63	12,930	4.7	71	12,959	4.7	△ 8	△ 28
防 衛 省	174	16,023	5.8	204	16,647	6.1	△ 30	△ 624
合 計	1,100	277,729	100.0	1,121	274,326	100.0	△ 21	3,402

## (会計別増減額)

5 令和2年度における無償貸付財産の増減額を会計別にみると第13表のとおりである(令和2年度無償貸付総計算書64頁及び95頁参照)。

増加額の主なものは、一般会計では、財務省所管の2,626億円、特別会計では、自動車安全特別会計の28億円であって、減少額の主なものは、一般会計では、財務省所管の2,431億円、特別会計では、自動車安全特別会計の20億円である。

〔第13表〕 令和2年度無償貸付財産会計別増減額

会 計	増			減			差 引	
	件数	価 格	割合	件数	価 格	割合	件数	価 格
一 般 会 計	1,076	293,187	98.9	1,094	273,446	99.1	△ 18	19,741
特 別 会 計	24	3,280	1.1	27	2,534	0.9	△ 3	745
合 計	1,100	296,468	100.0	1,121	275,981	100.0	△ 21	20,486